

男女共同参画推進条例のしくみ

1. 条例前文 市民に基本理念の理解と男女共同参画の推進の重要性の理解を求めます。
2. 目的 男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めて男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。
3. 定義
4. 基本理念
  - ・男女の人権の尊重
  - ・社会における制度又は慣行についての配慮
  - ・政策等の立案及び決定への共同参画
  - ・家庭生活における活動と他の活動の両立
  - ・国際的協調 など

市の責務

市民の責務

事業者の責務

義務

性別による権利侵害の禁止

性差別  
など

ドメスティック・バイオレンス

セクシュアル・ハラスメント

市民に表示する情報への配慮

市の施策

基本的施策の柱

審議会

基本計画

- ・数値目標の設定
- ・施策の基本的
- ・分野別の具体的な取組

- ・財政上の措置
- ・家庭生活と職業生活等との両立支援
- ・市民等に対する支援
- ・教育、学習に対する支援
- ・生涯を通じた健康支援
- ・参画機会の拡大及び是正措置
- ・国際的協調
- ・調査研究
- ・相談の対応
- ・苦情の処理 など